

# 3

## 建設業からの 参入が進む 新分野

- 従来型の建設市場の低迷を受けて、新しい分野への事業進出を考える企業が増えています。
- 建設業からの進出例がある市場としては、ニーズが高まっているリフォーム分野や環境・リサイクル分野がありますが、一方日頃の業務や地域の課題のなかに新事業のヒントが潜んでいるケースもあります。

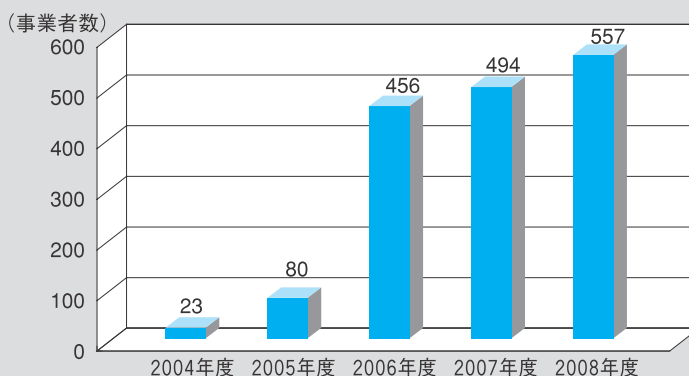
### 地域で生まれる新市場

## パブリック ビジネス分野

パブリックビジネスとは、公共サービスのうち民間による関与可能な分野に関わるビジネスをいいます。具体的には、民間資金を活用する仕組みであるPFIや2003年の地方自治法の改正に伴う指定管理者制度等が該当します。指定管理者制度とは、公の施設の管理運営について、自治体の指定を受ければ民間企業でも受託できる制度です。

保守・修繕業務など建設業の技術・ノウハウを直接活かせる業務もある反面、接客・サービス業務などソフト面の充実を図る必要があるため、異業種企業との連携が重要です。

### ●指定管理者制度の導入状況



※2008年度は2008年4月現在の数値

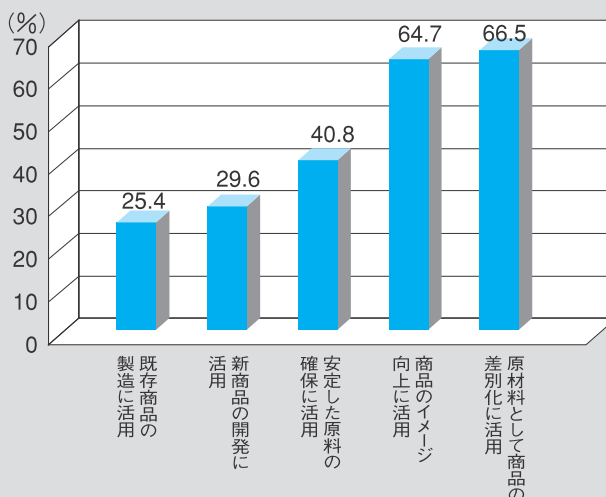
出所：平成20年総務省「地方公募企業の経営の総点検の実施状況」

## 地域資源活用 ビジネス分野

農林水産物や工業製品及びそれらに関する技術、文化財、自然の風景地、温泉地等の地域資源とその強みを活用するビジネスを地域資源活用ビジネスといいます。平成19年6月に中小企業地域資源活用促進法が施行され、中小企業者が作成した事業計画が認定されると様々な支援を受けられるしくみになっています。

地域資源を活用するには、まず農林水産物などの地元の地域資源を認識する必要があります。そして、それらを活用するためには、地域の景観や歴史的建造物などの施設、さらには街並みなどと組み合わせると効果的だと考えられます。

### ●地域資源の活用方法（農林水産型）



注) 調査対象者は農林水産型商品を扱っている企業

出所：中小企業庁「中小企業白書2007年版」

建設業関連・周辺分野

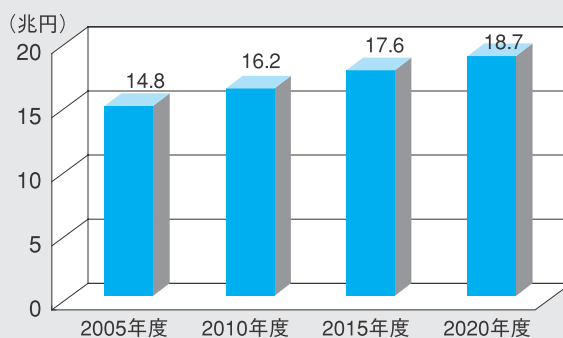


## リフォーム分野

今後、成長が期待されている事業分野です。建設業者が比較的進出しやすい「建築物全体の維持修繕工事」の場合、2005年度の約15兆円から2020年度には18.5～18.7兆円に増加すると予測されています。

ただし、この分野は参入が比較的容易な反面、競争は厳しく、他社との差別化を図っていくことが重要です。

### ●維持・補修市場



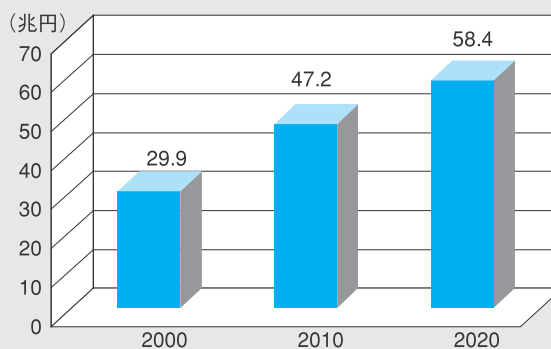
出所：平成14年(財)建設経済研究所  
「日本経済と公共投資」

## 環境・リサイクル分野

この分野は、廃棄物処理、リサイクル、土壌汚染対策、エネルギー、健康住宅、屋上緑化、環境保全等、多岐にわたっていますが、いわゆる規制ビジネスが多く、建設リサイクル法や土壌汚染対策法等の施行に伴って市場が拡大してきていることが特色です。

環境省では環境ビジネスが2000年から2020年の20年間において市場規模で1.9倍、雇用規模で1.6倍に拡大すると予測しています。

### ●環境ビジネスの市場

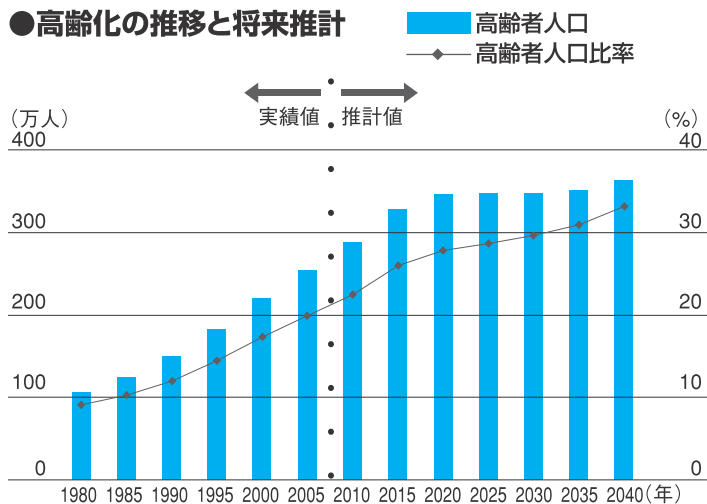


出所：平成14年環境省「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測についての推計」

## 高齢化社会に対応した分野

高齢化を背景に、関連市場は右肩上がりを示しています。平成12年の介護保険制度導入により、民間企業の介護サービス事業への進出が可能となり、平成18年度の改正で需要はさらに拡大しています。介護・福祉スタッフは外部から調達する傾向にあるものの、介護・福祉事業で得たノウハウをバリアフリー施工につなげるなど相乗効果も期待できます。

### ●高齢化の推移と将来推計



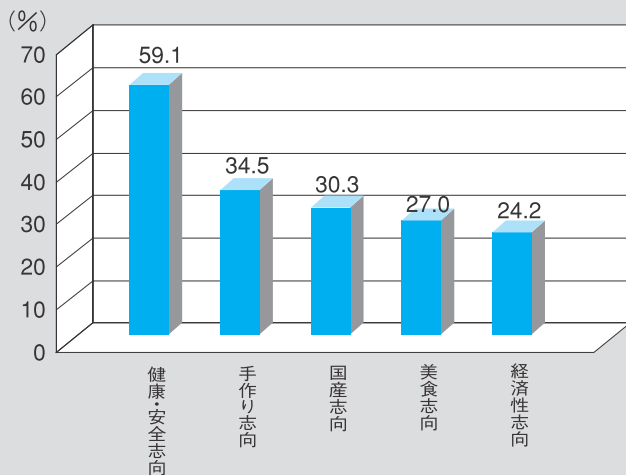
出所：内閣府「平成21年版高齢社会白書」

## 農業分野

「食の安全性」や「健康志向」の意識の高まりを受け、やり方次第では高収益を上げることも期待できます。農業参入により、従業員の効率的な活用が図られるとともに、地域における雇用の確保と担い手のいない農地の有効利用が期待されます。

- すでに建設業においても、土壌改良による有機農業、機械を用いた農作業
- 受託、観光業を兼ねた牧場等、農業への特色ある挑戦が行われています。

### ●食に対する志向で特に強いと思うもの(上位5項目)



出所：農林水産省  
「平成18年度食料・農業・農村白書」

### ①農作業受託事業

依頼された農作業を請け負う形態の事業です。

### ②農業生産事業

#### 農地を利用しない農業生産事業

自社保有の遊休地を活用するなど、農地を利用しないで農業参入する形態の事業です。プロイラーや養豚、きのこ栽培など施設を利用したものが多くみられます。

#### 農地を利用する農業生産事業

農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、担い手不足などの問題の解消を図るため、改正農業経営基盤強化促進法が平成17年9月に施行されました。これにより、一般の株式会社やNPO法人など、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得が可能となり、建設業本体で直接農業生産ができるように規制が緩和されました。